

高松市犯罪被害者等支援条例

～誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指して～

令和7年4月1日施行

本市では、誰もが安全・安心な暮らしを実感できる地域社会の実現を目指し、様々な施策に取り組んでいます。しかしながら、ある日突然、犯罪等の被害に遭い、それまでの日常が一変してしまう可能性は否定できません。犯罪被害に遭われた方やそのご家族等が、受けた被害を回復・軽減し、生活を再建するためには、その置かれた状況に応じて、必要な支援が途切れなく提供されることが重要です。

犯罪被害者やそのご家族等が抱える問題

事件の
ショックによる
心身の不調

治療・転居・
失職等による
経済的な負担

捜査・裁判
にともなう
精神的・
時間的負担

理解や配慮
に欠けた
周囲の言動による
精神的負担



身近に犯罪等の被害に遭った方がいたら…

周囲の人たちの理解と配慮がなにより大切です

市民の皆様ができること

- 挨拶など普段通りに接する
- 求められたら話し相手になる
- SNS等への安易な投稿や無責任なうわさ話などはしない



事業者の皆様ができること

- 犯罪被害者等となった従業員の休暇取得や業務量の調整などに配慮する
- 従業員を対象とした啓発や研修を実施する
- 犯罪被害者等へ配慮した取材活動や報道を行う

条例の主な内容（市のきまり）

基本理念（支援のあるべき姿・施策の推進にあたって重要となる考え方）



- 犯罪被害者等の尊厳とふさわしい処遇の保障
- 状況等に応じた適切な支援と二次被害を生まない配慮
- 市と関係機関の相互連携と協力の下、必要な支援を途切れなく行う

責務（それぞれの果たすべき役割）



- 支援策を策定し実施する



- 犯罪被害者等が置かれている状況・支援の必要性を理解する
- 二次被害が生まれないように十分配慮する
- 市の支援策に協力する



- 犯罪被害者等が置かれている状況・支援の必要性を理解する
- 二次被害が生まれないように十分配慮する
- 市の支援策に協力する
- 犯罪被害者等となった従業員の就労・勤務・休暇等に配慮する

基本的施策（市が実施する支援のための取組）



- 相談及び情報の提供等
- 保健医療サービス及び福祉サービスの提供
- 市民及び事業者の理解の増進
- 経済的負担の軽減
- 居住の安定
- 民間支援団体への支援

条例に基づく経済的支援（令和7年4月1日以降の犯罪行為による被害が対象）

- 犯罪被害者等生活支援金 遺族：30万円 重傷病：10万円
- 犯罪被害者等転居費用助成金 運送費等実費（上限20万円）

みなさまのご理解とご協力をお願いします



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョっとちゃん」



犯罪被害者等のための総合的対応窓口（月～金 8：30～17：00）

高松市市民局くらし安全安心課 TEL 087-839-2555

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号 市役所11階